

# 一般社団法人日本フロアボール連盟

## 国際大会派遣規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本フロアボール連盟(以下「本連盟」という)が、第2条で規定する国際大会への日本代表選手団(以下「選手団」という)の派遣に関し定めるものである。

### (国際大会)

第2条 本連盟が、選手団を派遣する国際大会は次のものとする。

- (1) 国際フロアボール連盟(以下「IFF」という)が主催する世界選手権大会及びその予選大会。
- (2) IFFが主催する19才以下の世界選手権大会及びその予選大会。
- (3) 国際ワールドゲームズ協会(以下「IWGA」という)が主催する大会。
- (4) アジア・オセアニアフロアボール連合(以下「AOFC」という)が主催する大会。
- (5) 上記以外の国際大会について、本連盟役員会が認める場合。

### (募集)

第3条 国際大会へ派遣する選手団は、本連盟のホームページ及び本連盟加盟の都道府県連盟・協会を通じて募集するものとする。

2. 世界選手権等予選大会通過後の世界選手権等大会への選手団は、改めて募集するものとする。
3. 募集人数、参加資格は、主催者作成の大会要項等及び本連盟作成の募集案内等に従うものとする。

### (派遣人員基準)

第4条 選手団が、次の何れかの人数を満たさないときは、派遣しないこととする。

- (1) 選手が10名以下。
- (2) ヘッドコーチが不在。
- (3) スタッフが不在。

### (派遣承認)

第5条 選手団の派遣については、別に定める派遣計画書、選手団名簿及び予算書を本連盟役員会へ提出して、承認を得るものとする。

2. 役員会承認の派遣計画書、選手団名簿及び予算書に変更が発生した場合は、速やかに電磁的方法等により承認を得るものとする。

### (委嘱状の作成)

第6条 派遣選手等に対する本連盟の委嘱状は、フロアボール部門が依頼し、管理部門が作成するものとする。

(結果報告)

第7条 強化委員会は国際大会の結果について、別に定める参加結果報告書及び会計報告を、国際大会終了後2か月以内に本連盟役員会に報告することとする。

(変更)

第7条 この規程は、本連盟役員会の決議により変更することができる。

附則 この規程は、2024年4月1日から施行する。